

会 議 録

◇事務局ー子ども家庭部子ども若者課

電話：03(4566)2471

附属機関又は 会議体の名称		第2期 第6回豊島区子どもの権利委員会
事務局（担当課）		子ども家庭部子ども若者課
開催日時		令和4年2月14日（月）午前9時30分～午前11時
開催場所		Zoomによるオンライン会議 （区役所内参加者：本庁舎5階 庁議室）
議 題		1 開 会 2 議 事 （1）豊島区における「子どもの権利擁護に関する施策」について答申 （案） （2）「豊島区子どもの権利に関する条例」学習用パンフレットの活用 （報告）について 3 閉 会
公開の 可否	会 議	■公開 □非公開 □一部非公開 傍聴人数 0名
	会 議 録	■公開 □非公開 □一部非公開
出席者	委 員	荒牧重人、安恩鏡、山下敏雅、高田慶子、山本道子、酒井由江、平本浩実、 島村繭子
	関係理事者	子ども家庭部長、子ども若者課長、子ども若者課長、児童相談所設置準備担 当課長、保育課長、放課後対策課長、庶務課長、指導課長、教育センター所 長
	事 務 局	子ども若者課管理・計画係長、子ども若者課地域支援係長、子ども若者課職 員

審 議 経 過

【開 会】

事務局より資料確認

【協議事項】

会 長 それでは、議事の（１）豊島区における「子どもの権利擁護に関する施策」についての答申について、事務局よりご説明願います。

事 務 局 資料１、２説明

会 長 それでは、前回と同じ順番にお願いします。

委 員 今回で図がわかりやすくなったと思います。民生委員同士で子どもの権利の話をする、「子どもの勝手を許してよいのか。」という話になってきて、子どもの権利は広くいえば人権の問題になるのですが、一人一人の人権を大事にする意識がなかなか無いのだなと思いました。だからこそ若い世代には、自分たちの子どもの権利を含めた人権意識を育ててはいけないなと思いました。困っている子ども達の問題や悩みを吸い上げることも大事ですが、やはり啓発活動が大事だと思いました。例えば学校教育の現場でも、子どもの権利について先生方がどうやってパンフレットを利用して教えていたかという、道徳の時間や特別活動の時間といった固定の時間で教えてはいますが、それでは日常の教育実践の中でどのように活かしているのかが見えてきていません。なぜこれが問題かという、例えば、他の自治体では、聞いたところによると、給食を残さず食べなさいということで次の時間になっても子どもが泣きながら食べているとか、掃除の時間に黙働といって、おしゃべりをしないでとにかく黙って働きなさい、そういったことを平気でやっている教育現場がまだあるのです。子どもの権利を浸透させていくためにはやはり大人の意識も一緒に変えていくことが必要です。それを変えていくことは非常に難しいので、まずは「子どもの権利とはどういうものか。」をもっと積極的に知らせていく必要があります。パンフレットを配るだけではなく、講演会や、特に教員の研修で実践を通じて広めていくことが今とても大事です。そうでないと、子どもの自由にしてあげれば良いという間違った放任的な自由が良いという誤解が生まれるおそれがあります。どうやったら日常的に実践できるかを広めていく必要性を、地域の中で話をするたびに感じます。

会 長 ５ページ（５）に、「とくに、」という形で学校現場の教職員の普及啓発や研修を追加するかどうかという課題があると思います。

委 員 私も、子どもが子どもの権利を知ることがまず一番だと考えています。学校で学習用パンフレットの活用について利用予定とあるが、ぜひ子ども達全員にいろんな場所で子どもの権利の教育をすることが何よりかなと思います。パンフレットの活用も、学校だけでなく、図のピンク色で示されている保育園、ジャンプ、子ども食堂等にもパンフレットを置いてもらって、そこでの活動の指導者も取り組んでいけるようにパンフレットを置いていけたらいいかなと思いました。

委員

パンフレットや資料がきたときに道徳の時間などで話をしながら配ったりすることが日常的にありますが、例えば子どもの権利のパンフレットが3月に届いて、ものすごくバタバタしている時に教員のほうで配ってしまっていて、一度にドカンではなく、もっと日常的に子どもの権利に関する意識を高めるにはどうしたら良いのかを考えて今年度は取り組んできました。人間はどうしても忘れてしまうので、保護者、地域、家庭、子どもに日常的なものにするためにと思い、学校だよりの6月号に子どもの権利に関することを載せ、全校朝会でも話をしました。私は、子ども達が失敗を恐れずのびのびと力を発揮できるように、大人が子どもの声や心に耳を傾けて一人一人が安心して生活できるようにしていくこと大切だと思っています。その土台となるのはやはり教育で、いけないことはいけない、マナーやルールがベースにある上で子ども達が自分の力を発揮していく権利があるのだということを日常的に話していくことが大事だと思います。そのためには、子どもを変えるためにはまず教師の意識を変えることが大事なので、先生たちにも、子どもは一人一人が大切に生まれてきた人生の主人公であること、繋がりを持って社会で生きていること、その両面を教師が意識をもって子どもに接していくことが大事だとこの一年間、校長として意識して話してきました。

委員

子どもの権利擁護の施策を進めるうえで、学校が果たす役割とその責任は大きいと思っています。とくに現行制度の課題②③については学校が意識的に進めていかなければいけない部分が多いと思います。道徳や特別活動の中だけに収まっている部分もありますが、教育課程の中で意識的に時間設定をすることは、学校全体で教員の中で共通理解をもって進める上では大事な取り掛かりにはなっていると思います。すべての教科の中で子どもの権利に関わる部分は連携をさせる、あるいは繋ぐ、子ども達にもそんな意識を持たせられるような授業づくりや言葉がけをするためには教員の意識も変えていく必要があると思います。とくに今SDGsと連携させた取組や授業も入れていますので、そこに繋がって、身近なものに置き換えて意識をさせていくものにもなっていくと思います。学校の中では生徒会活動など、小さなことから少しずつ子ども同士の意識を高める取組もやっております。どこまで効果があったのかの検証までは難しいですが、進めている状況です。5ページの施策の推進(3)にもありますが相談員の方との繋がりが子どもにとって重要になってくると思います。その繋がりを学校は橋渡し役というか、保護者を入れない場面も出てくるかと思っていますので、今後学校としてしっかり取り組んでいく必要があると思います。

委員

子どもや学校に対して「こうやってほしい。」とか、「人権について知ってもらいたい。」という思いはもちろんあるのですが、それでは、その子どもを育てている親は人権にわかっているのかというと、わかっていない方が多いように思います。人権という大きなテーマで言われると、皆さんもとっつきにくい部分はあると思うので、私が考えた中では、土曜公開の保護者会やPTAといった活動の場で、やはり一回にまとめてではなくて、少しずつ具体例を示しながら紹介していくのはどうかかなと思いました。難しくなってしまうと本当に大変なので、クイズ形式でやってみたりしてはいいのではないかなと感じました。もう一点、認知の部分では、子ども達にももっと知ってもらうためには、イベントを開催して、難しいものではなく3択でのクイズ大会など、認知されるような活動を今後増やしていけばもっと人権について身近に考えていけるのではないかなと思います。

会 長 　　いずれにしても、5ページ（5）に関することで追加するかをあとで検討したいと思います。

委 員 　　図はとてもわかりやすく見やすくなりました。私は地域住民として、回覧板や掲示板は目にする機会がありますが、回覧板は一度で流れて行ってしまいますし、何度か目にすることで自分にも他の人にもたくさん情報が入ると思うので、そういうところを利用して地域住民も知ることができる情報が欲しいなと思いました。

委 員 　　図がわかりやすくなり、子ども達のいるところに行って相談をしやすくする仕組みになっていることがよくわかる図になっていました。子ども達のいる場所に関わっている大人の力が大事です。学校の先生、保護者、地域住民の力をどうアップさせることがひとつのメインになっているなという気がします。普及啓発や認知度を上げるには子どもの権利擁護委員が強化していくと書いてありますが、この図の中でもその話が明記されたほうが良いと思います。権利擁護委員の役割がいくつか書いてありますが、そこに普及啓発の役割を誰が担当するかが入っていたほうが良いと思いました。

委 員 　　前回の会議を踏まえて、非常に答申内容がさらにわかりやすくなって、大枠はこれで良いと思います。意見としては、「1. 子どもの権利相談・救済の流れ」の表ですが、これは今後、要綱を定めるときに柔軟に変わったりするものでしょうか？細かい話になりますが、図を左から見ていくと、相談員が相談を受けて、そこから矢印の下方向の「必要に応じて関係機関と調整」へ行く、いまはほとんどがこれです。相談を受けて調整をして終わりです。正式に申立てを受け付けて調査をして勧告を出すというのは今まで1件も無かったのですが、「申立受付・権利侵害に関わるか審議」の次から権利侵害の有無で方向が上と下に分かれ、権利侵害に関わるとなれば調査・調整をする、権利侵害が無くても右方向に進んで調整をするとなっていて、結局、権利侵害であろうとなかろうと調整はするし、調査はするということになっています。最初の「申立受付・権利侵害に関わるか審議」で流れが上下に分かれるのは、まだ事実関係を調査していなくても、訴えを聞いただけでそれは権利の話ではないよねとなったら下方向へ行くということなのかなと思うのですが、たぶんそれはほとんどないというか、裁判所の事件での訴状の受付でも訴状のチェックというのが一応ありますが、証拠を見なくても、相手の言い分を聞かなくても、これは成り立たないと思えば却下です。そのイメージなのかなと思いますが、裁判とは違い、豊島区の権利条例を見ると権利が広く、「平和に生きること」まであるので、入口の時点で全く権利侵害に関わらないような、例えばゲームのキャラクターの話みたいな事案はまず来ないと思います。となると、一応権利侵害にはほとんど関わるけれど、調査した結果、本人は権利侵害があると訴えているがその事実自体は存在しないということもありうると思います。ですがこの図だと権利侵害に関わっているから調査をして是正要請というふうになっていて、多くの場合は事実関係を調査したらお子さんの言っていることもわかるけれど事情が色々あって権利侵害とまではいえないかなと調整をして勧告までは出さずに話し合いで解決というのも結構多いだろうなと思います。いまこの表は「大体こういう流れですね。」ということなのはもちろんなのですが、今後具体的に要綱を作っていくときに柔軟にできるような、本当は是正要請を出さなくても調整をつけられれば一番当事者みんなにとってプラスなことですし、もちろん権利擁護委員として毅然と関係機関に対して文書で出さ

なきやいけない時もありますし、ケースによつての強弱というか、そこの手続きの流れが今後の課題として気になるところです。なので、この表は、今回の答申にこれは出すけれど、今後具体的な要綱を作っていくときに、柔軟にというか「細かく検討して作っていくことになる。」という理解で良いのですよねという、実際に動く者としての確認でした。

もう一点、5ページの(5)の普及啓発のところは皆さんと同じように思っています、今回は具体的な権利侵害の相談があったときの調査とか勧告をどうするかが一番メインになっていて啓発は若干おまけ的な意味合いになっていますが、権利救済のためには、本来は同じくらい普及啓発も大事です。お子さんにとって気になったことがある大人もどこに繋がらないかわからないときに、たとえば、私の講演会では質問は全体の前では出ませんが、終わった後に残っていると行列ができて、「困っているこの子の件なんですけど」となるのがほとんどです。なので、普及啓発に面と向かって行くことで、相談する側も「こういう相談員さんなら」とか、いちいち自分から行かなくても、「今ここにいるからちょっと聞きたい。」みたいなことでケースが拾えることを感じています。この間も、都立高校で先生向けに講演をしたら、そのあと毎月来てくださいということになって個々のお子さんのケースの相談にのっているような高校もあるのですが、権利擁護委員はいま3人ですが、時間に限りがありますので、相談員が増えたらその方々が現場に行つて関係者と話をするとか、それから、先程の校長先生の学校だよりのお話ですが、本来ならば権利擁護委員や相談員が、学校の先生の学級通信や保育園から保護者に送るメールなどに権利擁護委員からの一言として権利に関するものでこまめに使ってもらえるようなものを通して普及していくのも良いかなと思います。答申の話からは外れますが、今後の啓発という意味では楽しみです。他の委員からあったPTAの集まりも、呼ばれれば時間のある限り行きたいと思います。

会 長 答申案6ページの「1. 子どもの権利相談・救済の流れ」の図はどのようにしたらよいでしょうか。「子どもの権利擁護委員の調査・調整のところが終わるという選択肢もある」と記載すればよいでしょうか。

委 員 それは現在の図でも書いてあって、一番上の矢印がそれにあたります。「権利侵害に関わる」→「調査・調整」→「子どもの権利の救済・回復」。現状ではほぼ100%これです。なので、具体的に明示をしなくても書かれていると思います。私が気になっているのは、その手前の「申立受付・権利侵害に関わるか審議」で、権利侵害に関わる・関わらないに振り分けられてしまって、理屈からいえばそれはあるのでしょうか、あまり下方向には行かないのではないかなと思いつつ、理屈の上ではこうだということで今回の答申でこのまま出すこと自体は間違いではありません。今後、具体的な私の調査とか調整とか、最初の受付のところとかでどうなっていくのかなと考えるときに、柔軟に対応していければ良いと思います。

会 長 相談員が必要に応じて関係機関と調整というところでよいですか？

委 員 基本的にこの図はこのままで良いと思います。たとえばこの図だと相談員がまず手前で相談を受けて振り分けていくようなイメージだと思いますが、ひょっとすると、誰も相談を受けていないのに突然書面が出てきて申立てということもケースとしてはあるかと思うので、そういったいろいろなことをこの図にすべて入れようとするとうちゃぐちゃにな

ってしまいますので、今回の図は大枠としてこういう流れなのだなと私は理解しています。

会 長 答申案4 ページ課題④は文章にすることと、5 ページ (5) 「とくに、学校現場では」として、皆さんの発言を踏まえて、子ども達は学校で知ることが一番多いので、学校のことに言及する。しかし、教育委員会や現場の施策を縛ることは好ましくないので、施策を縛る表現ではなく一般的に触れるということを事務局に考えてもらうということによろしいでしょうか。また、豊島区子ども若者総合計画 74 ページに令和3年度中の子どもの権利擁護センターの設置を掲げています。児童相談所設置に合わせてセンター設置を延期することまではこの委員会でも了承していますが、答申ではこのことについて触れていないので、そのことは次期委員会や行政の弁明に任せるのか、それともこの答申で何らかの記載をするのかどうかということです。

委 員 記載することのメリット・デメリット等がわかりづらいかもしれません。もともと令和3年度中にと記載されていたけれど、コロナや児童相談所設置との関係から、令和3年度でなくともよいということになったことを答申に記載することにマイナスはないと思います。記載しないことで問題が生じたりすることはありますでしょうか。

会 長 次期委員会や行政の弁明ということになると思います。というのは、答申書諮問書にあるように、この子どもの権利擁護委員会は今期において権利の相談救済がテーマになっているので、そのことに関わってセンターの設置について記載しておく必要がないかどうかということです。

委 員 延期はやむを得ないけれど、コロナだからといって子どもの権利侵害が止まるわけではなく現在進行形の子どももいるので、センターが設置されていない現在も引き続き既存の権利擁護委員や関係機関が活動しつつ、できるだけ速やかにセンターの開設を望みますと一言記載することは前向きで良いと思います。

会 長 問題は、センターの設置を行政が構想しているかどうかだと思いますが、どうでしょうか？

事務局 ご指摘のとおり、計画の中では令和3年度のセンターの設置を目指しておりましたが、コロナの影響や児童相談所設置のためということでしたら先に延ばしたいとお諮りしご了承いただいたところです。今後は、答申の中に掲載している仕組みを作ったうえで、権利擁護センターの機能はきちんと作っていきたいと思います。拠点となるのは、例えば、中高生センタージャンプ東池袋を改修して設置する予定の相談室や、アシスとしまにセンター機能をもってくるかということとの調整が必要になってくると思います。このように権利擁護機能は明確にしていきたいと思っておりますが、今の段階で、センター単独の建物を作ることは明言できない状況にあります。

委 員 答申にあるのは、仕組みや機能だけでなく、担当部署や建物といった意味を含めてのセンター設置ということですね。私自身は、実質的に子ども達が権利救済される仕組みがあることがまず大事で、建物などが無いことでセンターの仕組みが動き出さないことのほうが本末転倒にもなると思います。そういったものはあればより良いですが、こだわるわけ

ではないというイメージです。

委員 子どもの権利擁護センターという言葉は必要かと思います。権利擁護の仕組みのイメージ図にあるようなこういう働きをしている中心が権利擁護センターだと思っていました。山下委員の仰るとおり場所はどこでも良いですが、とにかくそういった組織を作り、そこでの役割として権利擁護の仕組みの全ての内容と、それに加えて、普及活動を具体的にどういうことを誰がやるのか、現在は具体的な施策がないので、そういうこともセンターが中心になって動くというようにしてくれると、センターの役割がわかって良いと思います。少なくとも、機能をまず中心に考えていくということできちんと言葉で明記したほうが良いと思います。

会長 (7)として、「センター設置に向けて」ということで、センター機能を充実させるということに記載するということになりそうです。建物の設置は当面考えていないということで、センター機能の充実が重要であるということ表現するということがよろしいでしょうか？また、答申案6ページの権利擁護委員の5番目で子どもの権利の普及啓発を入れるということでしょうか。

委員 もちろんです。

会長 それでは5番目に入れるということで答申案を確定したいと思いますが、よろしいでしょうか？文章については事務局と私とで検討して最終回に諮りたいと思います。

委員 4ページに課題③④の追加がありましたが、すると、その前にある現状のところ、この内容が出た背景とか、アンケート調査から見えたことが入ると良いと思います。認知度が低い状況とか、相談する場所がわからないとか、居場所の確保が必要とか、現状がわかるようにした後に課題③④が来るようにすると良いかと思うのですが。

事務局 そのように追加したいと思います。

会長 次に、議事の(2)の その他として「「豊島区子どもの権利に関する条例」学習用パンフレットの活用(報告)」について、事務局よりご説明願います。

事務局 資料3説明

委員 日常的にいろいろな配布物がたくさんあり、とくに3月4月は職員室の棚に山積みになってしまうほどです。このパンフレットをあらためて拝見してとても価値のあるものと思ったので、教職員にも伝えましたし、子ども達にも全校朝会で話をしたり、学校だよりも載せました。教員に聞いてみたら、3月に配布をした気がするけれど、家に持ち帰ったきりになっているということでしたので、区のほうからもう一度送っていただいたという状況でした。豊島区ならではの素晴らしいもので、全自治体にあるものではないので、ぜひこれを学校から保護者や地域の方にも広く発信して、豊島区でも学校でも取り組んでいることを伝える機会がもっとあるといいと思います。

委員 3月は本当に資料が多くて、所在であったりだとか、翌年度の活用については十分考えたうえでだと思いました。また、タブレットがありますのでPDF等のデータがあると活用の幅が広がると思います。土曜公開であったり、保護者会等での保護者啓発の際にもそうなっていると活用する場面が出てくることを次年度考えているところです。

指導課長 両校長からお話ありましたが、このパンフレット自体は、昨年度末に出来上がり、校長会全体にご説明させていただき、今年はこのパンフレットを使って子ども達に「子どもの権利に関する条例」という言葉を使って子ども達にしっかりと話をしましょうという年でした。来年度は、各学校の教育課程で年間どういう教育を行うかを校長先生にお話していただくのですが、そこに全校で豊島区子どもの権利条例という言葉を書き込みながら計画を立てていただいています。さきほど委員の皆様から、学校の中でどうやって子ども達が子どもの権利を学んでいるのか、それぞれの学校の状況や発達段階にもよりますがそこを踏まえてやるということに期待をしたいと思います。初年度はコロナで、足踏みする教育活動がたくさんあった中で、全校でこの取り組みができたということは大きな前進だったと感じております。ぜひ来年度に期待していただきたいと思います。

会長 配布時期の問題、配布枚数はどれくらいか、PDFでの配布ができるのであれば検討してもらいたいと思います。学習用パンフレットの活用方法については、各小中学校に配ると考えて良いのでしょうか？というのは、活用方法について活用事例集とか感想を含めて交流する場や手段が必要だと思うのですが、それについてはどのように考えていますか？

子ども若者課長 このパンフレットは、初年度は小学4～6年生の全校生徒分を配布しました。もともと小学生向けに作ったものなので、現段階では中学校へは配布しておりません。当初は、いったん4～6年生に配布して、次からは4年生になるごとに配布していくことを考えておりました。いまご意見をお聞きして、広く知ってもらうためにPDFでの配布方法が必要なのではないかと、中学生にパンフレットをどう活用してもらうかという課題がありますので今後考えていきたいと思います。

委員 パンフレットが4～6年生向けということですがけれども、低学年の1年生や2年生でもしっかり大人の話の聞けるといいますので、パンフレットが難しければもう少しみ砕いて、多くのことでなくてよいのでひとつ事例をあげて伝えるだけでも基盤や土台ができていって、4年生になったときにわかっていくと思いますので、早すぎるということはないと思います。小さいころから本人にも意識させることが大事だと思います。

委員 子ども達からの意見をもらうことは無かったのでしょうか？参加型のパンフレットを工夫しながらやっていたので、もらった子ども達からの話も、どこかのルーツは工夫した気がするのですが。

事務局 今回のパンフレットは、ジャンプに来ている中高生と一緒に作ったということで、子どもは関わっております。パンフレットに対する子どもからの意見は取っておりませんので、今後子どもとどう繋がっていくかを考えてやっていきたいと思っています。

委員 学校全体で取り組んでいくためには、教育課程を作成するときにパンフレットの活用

が入るようにぜひ校長会でも啓蒙していただければと思います。子育て中の親に子どもの権利があることを教えていくことも必要です。虐待の実態を見ると、乳幼児に対する虐待が多いので、若いお母さんたちに早くから知ってもらって、子どもの人権を意識してもらえれば、多少虐待問題にも影響するのではないかと思います。これを実現するためには、学校だけでなく地域住民や若い親に向けての啓発パンフレットや、パンフレットだけでなく SNS を利用して広めるための動画配信などをもっと考えていくと良いと思います。それをやるためにも、権利擁護センターが中心になってやっていく必要があると思うので、ぜひお願いしたいと思います。

事務局 子育て家庭への啓発については、区で配布している子育てハンドブックで7つの権利、豊島区の権利条例を掲載しています。ファミリーサポートのサポーターに向けての子どもの権利擁護の出前講座を行っているので、そういう方々を中心に地域で保護者の方に子どもの権利を伝えていければと思っています。

会長 マンガ版パンフレットについての説明はありますか？

事務局 令和2年度の計画事業としてマンガ版パンフレットの作成がありましたが、作者との関係で実現には至りませんでした。現在、専門学校の学生と一緒に作成を進めているところです。今年度末には作成される予定になっています。

会長 豊島区は子どもの権利の広報啓発に大いに力を入れている段階だと思います。課題も多いですが、そのような段階であると考えてほしいと思います。答申案に遡ってなにかご意見はありますか？また、その他でなにかありますか？

委員 もっと低学年向けのパンフレットをという意見が良いと思いました。子ども向けに説明することが大人の理解の助けになることがあるように、小学生向けのパンフレットを中高生が見たらよりわかることがあります。ということは、もっと小さいときから伝えていくことも大事だし、高学年がもっとわかる効果があると思います。私は生後1か月の赤ちゃんにも、「あなたは人権の享有主体ですよ。」と人権教育をします。その言葉は当然通じないけれど、ぼんやりとでも少しずつ小さいときから意識付けをしていくことは大事だと思っています。今まで中学生向けと一般向けでしたが今回このパンフレットを作ったことはとても素晴らしいし、生まれながらにして持っているのが人権だということから考えると、低学年や未就学児のお子さん達にどうやってわかりやすく伝えていくかという姿勢は大事ですし、実はそれが上の世代に響くところもあるということは今後の普及啓発で意味があると思いました。

会長 今回の発言を踏まえた広報啓発活動をしてもらいたいと思います。それでは、答申案については、課題③④に対応する現状を追加する、課題の④について文章にする、5ページに学校現場を追加する、(7)としてセンター機能の充実を追加する、6ページの権利擁護委員の役割として子どもの権利条例の広報普及啓発を入れる、ということでよろしいでしょうか。

では、本日の議題は全て終わりましたので、以上をもちまして、第2期第6回豊島区子どもの権利委員会を終了いたします。